

保医発0630第4号  
平成28年6月30日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
(公印省略)

### 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成28年3月4日保医発0304第9号）の一部を以下のとおり改正し、平成28年7月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

1 別表1 I の麻酔の表中、経皮的体温調節装置システムを次のように改める。

経皮的体温調節装置システム	機械器具（12）理学診療用器具	中心静脈留置型経皮的体温調節装置システム	中心静脈に留置し、低体温療法が可能なもの	L008-2	低体温療法
			中心静脈に留置し、経皮的体温調節療法が可能なもの	L008-3	経皮的体温調節療法

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について

改 正 後

(別表1)

I 医科点数表関係

麻酔

特定診療報酬算定医療機器の区分	定義		対応する診療報酬項目
	審査承認上の位置付け 類別	その他の条件 一般的な名称	
(略)			
経皮的体温調節装置	機械器具 (12) 理学療用器具	中心静脈留置型経皮的体温調節装置システム 中心静脈に留置し、低体温法が可能なもの 中心静脈に留置し、経皮的体温調節療法が可能なもの	L008-2 低体温法 L008-3 経皮的体温調節療法
(略)			

現 行

(別表1)

I 医科点数表関係

麻酔

特定診療報酬算定医療機器の区分	定義		対応する診療報酬項目
	審査承認上の位置付け 類別	その他の条件 一般的な名称	
(略)			
経皮的体温調節装置	機械器具 (12) 理学療用器具	中心静脈留置型経皮的体温調節装置システム (新設) 中心静脈に留置し、経皮的体温調節療法が可能なもの	(新設) L008-3 経皮的体温調節療法
(略)			